平成２３年（フ）第１２６７２号
東京都葛飾区堀切２丁目10―６
破産者　宮川　玲子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７０１号
神奈川県川崎市高津区末長1298　コートハウス溝ノ口２―301、住民票上の住所神奈川県横浜市中区西之谷町60
破産者　西山　　剛
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７０３号
東京都町田市本町田3486　藤の台団地１―23―304
破産者　棚木　ふみ
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７０４号
東京都昭島市中神町1278―６―203
破産者　新倉　志麻（旧姓冨依）
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７１６号
神奈川県藤沢市亀井野２丁目１―３
破産者　石渡紀久子（旧姓宮渕）
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７３９号
東京都荒川区東日暮里３丁目24―３―309
破産者　藤原　敏美
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７４４号
東京都世田谷区船橋３丁目９―８
破産者　國元みどり
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７７５号
東京都葛飾区高砂３丁目20―６
破産者　石川　弘二
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７７９号
東京都中野区本町４丁目20―10　飯塚方
破産者　大塚　健司
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７８２号
東京都足立区青井６丁目25―23―203
破産者　佐藤美恵子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７９２号
東京都新宿区大久保２丁目23―15―101
破産者　進藤　文子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８０２号
東京都豊島区西巣鴨１丁目38―７―304
破産者　大内　　茂
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８０３号
東京都豊島区西巣鴨１丁目38―７―304
破産者　大内フサ子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７４号
札幌市西区山の手３条６丁目４番５号
破産者　渡一建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２４号
埼玉県戸田市笹目１丁目35―５　エーデルハイム405、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区三園２丁目13番16号　A202
破産者　有限会社トミ技研
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７２号
埼玉県上尾市大字上1233―15
破産者　有限会社野本画廊
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７５２２号
東京都港区港南５丁目１―47―801
破産者　沖田　　敦
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９７６号
東京都大田区大森西３丁目17―２　関口荘南号室
破産者　寺田　雄紀
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１０７号
東京都日野市日野1077番地の141
破産者　有限会社ＴＲマネジメント
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１０８号
東京都江戸川区南小岩７丁目28番２号
破産者　株式会社ＴＲＡＮＳホールディングス
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１１０号
東京都葛飾区四つ木３丁目５―24、開始決定時の住所東京都葛飾区四つ木４丁目12―22―516
破産者　古山　　実
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４６号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目26番13号コーポときわ、開始決定時の住所東京都杉並区阿佐谷北１丁目９番23号フラッツ阿佐谷201
破産者　小野島早苗
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部